

第6章 今後5年間において取り組む49の施策

基本方針 1 子ども一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育を進めます

施策1 幼児期の教育・保育の充実を図ります

家庭や地域の教育力の低下が指摘されている現代では、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。生活や遊びを通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、子どもが生きていくための基礎を培います。そのため、幼稚園および認定こども園では、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人ひとりの特性に応じた教育・保育をめざします。

また、近年、女性の社会進出とともに、公立幼稚園のあり方が問われており、3年保育※や預かり保育※を含めた幼児教育について検討を進めるほか、私立幼稚園や保育所との連携にも、取り組んでいきます。

【主な取組】

- 公立・私立幼稚園と保育所との連携
 - ・ 市立幼稚園・保育所との日常的な交流を実施し、就学前の教育・保育の充実を図ります。
 - ・ 公立・私立幼稚園、保育所との合同研修を実施し、幼稚園教諭・保育士の質の向上を図ります。
- 公立幼稚園のあり方研究（3年保育、幼保一体化※、適正配置）
就学前の幼児教育の充実を図るために、市立幼稚園のあり方について、広い観点から検討していきます。

施策2 特別支援教育の充実を図ります

学校園においては、特別支援学校や特別支援学級だけでなく、通常の学級にも様々な教育的ニーズのある子どもたちが在籍しており、特別支援教育を成果のあるものにするためには、個々の教員の努力だけでなく、学校園全体で組織的に取り組むことが重要です。

そのため、子ども支援サポーターの配置拡充等を行い、さらなる支援体制の整備を実施するほか、学校園訪問相談事業を展開することにより、教職員の理解や啓発を進め、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を図ります。

また、どの子どもにとっても理解しやすく、魅力的な授業づくりをめざすとともに、幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校の連携や、療育センターをはじめとした福祉等関係機関との連携を進め、一貫した支援ができるように取り組みます。

特別支援教育の推進については、教職員が一人ひとりの子どもを見る目を養い、適切な支援やきめ細やかな指導ができるようになることで、特別な教育的ニーズのある子どもだけでなく、全ての子どもがいきいきと学び成長できる学校園づくりをめざします。

【主な取組】

- 子ども支援サポーター配置事業
 - ・ 通常の学級に在籍する支援の必要な子どもに寄り添い、心の安定を図るために個別の支援を行います。
 - ・ 教室に入りにくい不登校傾向のある子どもに対して、別室において個別の支援を行います。
 - ・ 支援の必要な生徒が中学校入学時によりよいスタートができるよう、個別の支援を行います。
- 子ども支援事業「支援ボランティア」
聴覚に障がいのある子どもや、特別支援学級に在籍している子どもなど、支援の必要な子どもに対し、それぞれの教育ニーズに応じた個別の支援を行います。
- 学校園訪問相談事業・巡回相談
大学教員や医師等の専門家や特別支援学校の教諭等専門性の高い相談員が学校園を訪問し、発達障がい等の子どもへの支援のあり方について、教員に対してアドバイスを行います。
- 特別支援教育推進派遣事業
特別支援学級及び特別支援学校に在籍している中学3年生が、乗馬等様々な体験活動を行うことで、自立に向けての自信につなげます。

施策3 子どもの問題行動に対応し、いじめや不登校をなくします

規範意識の低下、核家族化、経済至上主義などにより、子どもを取り巻く社会の環境はますます厳しくなっています。本市においても、中学生を中心とした暴力行為の増加、問題行動の低年齢化、不登校生の問題等課題は山積しています。今後、校園長のリーダーシップのもと、教職員が課題を共通認識し、組織として対応していくことや、「子どもは学校園で育つ」「学校園は地域で育つ」を基本に、家庭・地域と学校のパイプを太くして、信頼される学校園づくりをめざすことが大切です。関係機関との連携により問題行動を未然に防止することや幼（保）・小・中学校のさらなる連携、教職員の研修により生徒指導の実践力を身につけることなどを通して、問題行動の減少に努めます。また、不登校に関しては、きめ細やかな指導と関係機関との連携に努めるとともに、適応教室等の支援内容を充実して学校へ復帰する力を高め、不登校の数が減少するよう取り組みを進めていきます。

【主な取組】

- 教育相談事業
子どもの健全育成を図る上で、適応や発達面などの教育上の諸問題に対応するため、保護者、子ども、教員等を対象に相談活動を行います。
- 適応教室「Palたからづか」運営事業
不登校児童生徒が、学習指導やP a l タイム（創作・スポーツ活動等）を通して、学習習慣を身につけ、友だちをつくるなど、集団適応のための支援を行います。
- 子ども支援センター配置事業（P 1 3 再掲）
- 幼（保）・小・中連携教育推進による生徒指導体制の確立
幼稚園（保育所）から小学校、中学校と1 1 年を見通し、それぞれの段階に適した指導について、連携教育の推進による実践を図っていきます。
- 学校支援チームの充実
各学校園での生徒指導上の課題の早期解決を図り、また、問題行動を起こさせない積極的な生徒指導を推進していくため、「学校支援チーム」の充実を進めます。
- 児童虐待を含む要保護児童対策の充実
児童虐待防止対応マニュアル※の教職員への周知徹底を図り、児童虐待の予防に努めるとともに、子どもたちから発せられるサインを見逃さず、適切な対応が行われるよう、関係機関によるケース会議を充実させ、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

施策4 学びの機会均等を保障します

世界的な経済状況の悪化に伴い、人々の生活状況も大きく変化し経済的に厳しい家庭が増えてきています。安定した教育環境を整備していくことが必要な時代であり、すべての子どもたちに等しく教育環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支援していくことが必要です。そのため、経済的理由により修学困難な方を対象に奨学助成事業や児童・生徒就学援助事業、私立幼稚園に在園する園児の保護者が支払う入園料や保育料の一部を補助する私立幼稚園就園奨励費補助事業等を行い、保護者負担の軽減に努めます。

また、グローバル化※の進展により、産業構造が大きく変化してきている中、日本語が不自由な子どもたちが市立学校園で学ぶ機会が増えてきています。子どもだけでなく保護者も日本語が不自由であることで、学校園や地域と関係が築けず生活上のストレスとなっていることも少なくありません。そのためにも母語を大切にしながら日本語の指導や支援を行い、子どもたちの育ちを支援していくことが課題と考え、子どもたちの学びの機会均等に努めます。

【主な取組】

- 日本語の不自由な児童・生徒サポーター派遣事業
日本語が不自由な外国籍及び帰国児童・生徒の言語指導や補習授業の実施など学校生活を支援します。
- 就学援助事業
経済的理由によって就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、通学用品費等の援助を行います。
- 奨学金事業
経済的理由により、就学困難な高校生・大学生などに対し、就学上必要な資金を提供します。
- 私立幼稚園奨励費補助事業
私立幼稚園に3・4・5歳児を通園させている保護者の経済的負担の軽減を図ります。

基本方針 2 学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着を図ります

施策1 基礎基本を確実に定着させます

子どもたちの「生きる力」を育成するうえで、基礎基本の確実な定着は、欠かすことのできない要素です。特に、その学年の子どもが身に付けておかねばならない学力を確実に定着させることは重要であり、保護者はもちろん地域も強く願っているところです。子どもたち一人ひとりの基礎的、基本的知識・技能の習得にとどまらず、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力など確かな学力の定着を図ります。

そのため、全国学力・学習状況調査※の結果を活用して、学校への効果的な支援体制の実施を図るほか、教職を目指す大学生や教員OB等が指導補助員として学習補充の支援を行うスクールソポーター事業を展開し、子どもたちの学びの支援を行います。

学校においても各学年、各教科で学ぶ喜びや成就感が味わえるように指導方法の工夫・改善に取り組み、きめ細やかな指導の充実を図ります。

【主な取組】

- スクールソポーター事業
教職経験者や学生等のボランティアを小・中学校に派遣し、授業補助等を行い、児童生徒の基礎学力の定着を図ります。
- 日本語の不自由な児童・生徒ソポーター派遣事業（P15 再掲）
- 全国学力・学習状況調査結果の活用
調査結果を分析し、各学校において課題克服を図るために取り組みを行います。
- 各学校による補習授業などの推進
各学校において、基礎学力の定着を図るために補習授業等の取り組みを行います。

施策2 「魅力ある授業」「わかる授業」の充実に努めます

子どもたちに確かな学力を身に付けさせるためには基礎的、基本的な知識・技能を活用し、思考力・判断力・表現力等を伸ばすとともに主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要です。そのため、児童生徒の発達段階や興味・関心等に応じた体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるなど創意工夫した指導内容を研究し、実践します。

また、これまで取り組んできた少人数授業や複数指導、小学校での教科担任制などの新学習システムをさらに推進し、「魅力ある授業」「わかる授業」の充実に努め、子どもたちの確かな学力の定着を図ります。

【主な取組】

- 新学習システムの活用
県教育委員会による新学習システム（少人数授業、1年～4年生の35人学級、複数担任）による効果的な学習を推進していきます。
- 兵庫型教科担任制※の実施
兵庫型教科担任制の効果的な教育実践を図っていきます。
- スクールソポーター事業（P16 再掲）
- 全国学力学習状況調査結果の活用（P16 再掲）
- 各学校による補習授業などの推進（P16 再掲）
- 学校ICTの整備（P42 参照）
- 研究・研修、現職研修、パワーアップ支援室の充実等（P37 参照）



基本方針 3 心身ともに健やかな子どもを育てます

施策1 食育や健康教育を推進します

子どもたちが元気で、明るく、楽しく学ぶ姿は、市民誰もが願うものです。子どもたちが学校園で過ごすこの時期は、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う大事な時期です。心身の調和のとれた発達を図るため、バランスの良い食事をし、適度な運動を心がけるといった基本的な健康づくりはもちろん、最近、深刻化している精神的ストレスを要因とする子どもたちの健康課題についても、適切に対応することが必要です。

このため、学校園の教育活動全体を通して、子どもの発達段階に応じた健康教育を推進していきます。とりわけ、学校園における食育では、子どもたちに望ましい食習慣の形成や食生活における自己管理について学ばせ、食材の供給や調理にかかわる人々への感謝する心を育てるなど、食べるだけではなく、「生きた教材」として活用を図ります。

また、市立幼稚園では、園児が小学校で給食を体験することによって、給食への理解を深め、小学校生活への期待を膨らませるような取り組みを進めます。

【主な取組】

○ 定期健康診断

児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施を行うため、定期健康診断を適切に実施します。

○ 学校保健会※との連携

子どもたちの健康の保持増進を図るため、学校保健会との連携を図ります。

○ 公立小学校と隣接公立幼稚園との交流給食の推進

幼稚園児が小学校で給食の体験を行うことによって、給食への理解を深め、小学校への期待を膨らませるよう隣接する幼稚園と小学校で交流給食を進めます。

○ 食育の推進

子どもたちの食に関する意識を高め、健康で豊かな心の育成を図ります。

施策2 体育・スポーツ活動を推進します

子どもの体格が年々向上しているにもかかわらず、体力や運動能力が低下していることが懸念されています。子どもの時期に活発な運動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高め、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する基礎となる重要なものです。

そのため、保健体育の授業では、体力テスト※を活用して、子どもたちの体力・運動能力の現状を把握しながら、体力向上のプログラムに取り組み、体力・運動能力の向上を図ります。また、学校教育の一環として行う運動部の活動では、生徒がそれぞれの興味・関心に応じてスポーツに取り組み、生涯を通じて継続的に運動に取り組むことのできる資質や能力を育成します。特に、専門的指導者のいない運動部活動については、外部指導者の活用を積極的に進め、部活動を通じて達成感を味わわせる取り組みを進めます。さらに、新学習指導要領では、武道の導入が盛り込まれており、身体の育成とともに、武道を通した規律や心身の鍛錬を行います。

【主な取組】

- 中学校外部指導者活用事業
中学校部活動の活性化を図るため、外部指導者による部活動指導者を必要な中学校に配置します。
- 部活動推進事業（対外課外活動参加補助金、中学校部活動支援事業）
大会参加費、旅費等、中学校部活動の活動推進への補助を行います。
- 体力テストの実施
小学校、中学校において体力テストを実施し、児童生徒の体力の状況を把握し向上に努めます。
- 武道場整備事業
中学校保健体育において武道が必須となることに伴い、武道場の整備を図ります。

基本方針 4 命の大切さを知り、思いやりの心をもつ子どもを育てます

施策1 道徳教育の充実をめざします

子どもたちの「生きる力」の核となる豊かな人間性や社会性を育てるには、道徳教育の充実が重要です。そのため、全教育活動を通じて、自尊感情や他人への思いやり、自他の命の尊重、公共の精神等の道徳性を養い、社会的自立の基礎を培うことが必要です。

新学習指導要領の趣旨やねらいを生かし、創意工夫した道徳教育の全体計画を作成し、指導体制や研修体制の充実を図っていきます。特に、道徳の時間においては、年間指導計画に基づき児童生徒の実態を踏まえた指導を行い、「心のノート※」や道徳副読本の効果的な活用、様々な体験を通して道徳的実践力の育成などを実施します。さらに、家庭や地域社会と連携した道徳教育の充実も図ります。

【主な取組】

○ 道徳副読本の活用

今までの「心のノート」の活用に加え、平成22年度（2010年度）より各学校へ学年ごとに道徳副読本を配布しており、すべての指導項目を取り上げることができるよう取り組みます。

○ 赤ちゃんや幼児とのふれあい体験学習

中学校での「トライやる・ワイーク※」や家庭科の授業等で、幼稚園・保育所を訪問し、乳児・幼児とのふれあいを通して、共に命の誕生や成長の喜びを感じ取ることができます。

○ 生命の尊さ講座

中学生を対象に「性と生を考える」をテーマに専門医による講座を各中学校で実施し、男女が互いを尊ぶ心を培うとともに、子どもたちの心身の健全育成を図ります。

施策2 人権教育の充実をめざします

インターネットや携帯電話による人権侵害が社会問題のひとつになっています。学校教育においても、子どもたち一人ひとりが人権の意義やその重要性について正しく理解し、様々な体験活動や交流を通して、人権を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが重要です。

同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、在日外国人をはじめとした人権にかかわる今日的な課題の解決に向け、未来に生きる子どもたちに確かな人権意識を培うとともに、すべての人々の人権が尊重される社会が実現されることをめざして、推進体制を確立し、計画的、総合的に人権教育を推進していきます。

【主な取組】

○ 人権教育推進事業

人権教育指導員を配置し、学校園等での人権問題の学習会や研修会において、教職員や市民の人権意識の高揚に努めます。

各中学校区の学校園・保育所の教職員が人権・同和教育の発達段階の系統性と共に認識を図りながら事例研究を行い、実践的な連携を図ります。

○ 人権教育文化事業

人権文化センター等の施設を活用し、地域に根ざした学習活動や行事への参加を促し、仲間づくりを進めながら人権意識を高め、子どもの自主的な活動への支援や保護者の教育相談の充実を図ります。

○ 人権教育総務事業

「人権教育推進委員会」を設置し、宝塚市における人権教育の推進状況を把握・分析し、人権教育の取り組みについて、市教育委員会に対して適切な助言を行うとともに、「宝塚市における人権教育の推進について(意見書)」の活用を図りながら、人権教育の推進に努めていきます。

「宝塚市人権・同和教育協議会」において、全ての人々の人権が尊重される社会をめざし、学校園、保育所、地域、家庭、職場など様々な場や機会において、市民の人権意識の高揚に努めます。

基本方針 5 時代に対応できる子どもを育てます

施策1 情報教育の充実に努めます

インターネットをはじめとする情報通信技術の発展は、情報化社会を急速に進め、人々の生活に利便性をもたらす一方、パソコン等を利用した悪質な犯罪が後を絶ちません。子どもたちが携帯電話やパソコンなどを利用して、出会い系サイトやネットいじめなどのトラブルに巻き込まれるという弊害も起こっています。

そのため児童生徒がインターネットなどの情報について正しく理解し、その特性やルールなどについて学習することが必要です。子どもたちがただ情報を受動的に利用するのではなく、目的を持って、自ら選択し、判断する力が求められています。

コンピュータを活用した授業の実施や日ごろからの情報提供により、子どもたちの「ICT活用能力」を育成するとともに、指導にあたる教職員にも利用方法についての研修や、子どもを巻き込んだ悪質なネット犯罪に対する講座などを開き啓発に努めます。

【主な取組】

- 教育用コンピュータの運用とスクールネットの活用
各学校の教育用コンピュータを「スクールネット宝塚」でつなぎ、インターネット等を使った情報教育を進めます。
- 教職員のための情報教育講座やネット被害に関する研修を開催
教職員がパソコンに関する基本的な知識と技能を身につけ、コンピュータを適切に活用して指導できるよう講座を実施するとともに、携帯電話の弊害やネットいじめの実態に関する研修会などを開き、子どもたちをネットいじめなどのトラブルから守ります。
- 情報に関する基礎的知識や基本的技術（情報リテラシー※）の習得
インターネットを使った調べ学習や、デジタル映像を利用した表現方法への取り組みなど、パソコンと教科用ソフトを十分に活用した授業の展開により、児童生徒がICT機器に親しみ、自ら積極的に取り組む情報教育をめざします。

施策2 理数教育の充実に努めます

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会として「知識基盤社会」の時代であると言われています。したがって、科学技術の向上は必須であり、その土台となる理数教育の充実は欠かせないものとなっています。

しかしながら、国際的な学力調査においては、子どもたちの理数教科に対する関心の低さや、習得した理数教科を活用する能力に課題があることが指摘されています。

このため、小学校高学年における専科教員による理数教育の実施や、兵庫型教科担任制による少人数指導によるきめ細かな指導により、その充実を図ります。また、特に、観察・実験を補助する理科支援員を配置する理科おもしろ推進事業も、引き続き行い、これら理科支援員の持つ経験などを十分に生かした授業展開も工夫していきます。

【主な取組】

- 理科おもしろ推進事業
教員志望の学生及び教員経験者や理科分野において専門的知識を持った「理科推進員」を小学校へ派遣し、5・6年生の理科授業を支援します。
- 小中学校市内理科作品展
理科の自由研究等各校で子どもたちが取り組んだ研究作品を展示し、理科への興味・関心を高めます。
- 「みんなの先生」制度等地域の教育力の活用
「みんなの先生」制度を活用し、理科分野において専門知識を持った地域の方々の協力を得ながら、子どもたちの理科への興味・関心を高めます。
- 兵庫型教科担任制の実施
兵庫型教科担任制の効果的な教育実践を図っていきます。

施策3 外国語活動の充実に努めます

国際化が進展し、異なる文化や歴史を有する様々な人々と共に生きる社会において、国際社会の一員として、自らの考え方や意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められています。このため、学習指導要領の改訂により新たに導入される小学校高学年の外国語活動では、外国語を用いたコミュニケーション能力の素地を養うこととされています。中学校段階の文法等の英語教育を前倒しするのではなく、外国の言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることを目標として、外国語活動を行います。

特に、英語学習指導助手※（Assistant Language Teacher：ALT）を活用し、聞く・話すを中心とした授業を展開し、子どもたちが、外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験したり、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しもうとしたりする意欲を高めるようにします。

【主な取組】

○ 研修の充実

小学校教員を対象に、子どもたちが外国語活動に興味を持ち、コミュニケーション能力を培う授業の創造について、研修体制の充実を図ります。

○ 英語学習指導助手（ALT）の派遣

小学校外国語活動を進めるための補助的な役割を担う英語学習指導助手を派遣し、子どもたちの外国語活動への意欲を高めます。

施策4 環境教育を推進します

経済社会が飛躍的な発展を遂げ、生活が便利になっていく反面、大量生産・大量消費型の社会となり、環境へ過大な影響を及ぼすようになっています。地球温暖化・砂漠化等の地球環境問題が深刻化しており、私たちは身近なところから環境問題に取り組み、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会※を進めるとともに、自然と共生できる環境の形成に取り組む必要があります。

そこで、学校園においては、省資源や省エネルギーを目的とした『宝塚市学校版環境ISO※』やつる性植物を利用した『緑のカーテン』事業などを実施し、子どもたちの自然環境を大切に思う心や自然に対する畏敬の念を育みます。また、地域の人々の協力を得ながら、自然にふれあう「環境体験学習」などを活用し、子どもたちが、自然の美しさに感動する心を持ち、命のつながりを学ぶよう努めます。

【主な取組】

- 宝塚市学校版環境ISO
子どもたちが、環境について関心をもち理解を深めるため、身近な体験として、学
校園での省エネルギーへの取り組みを行います。
- 緑のカーテン事業
- 小学校環境体験事業
人間形成の基盤が培われる時期に、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、
自然の中でひと粒の種を世話し続けることにより、花が咲き実がなり、子どもたちが
大きな驚きの中で生命の営みや大切さを知るといった体験等、自然にふれあう体験型
環境学習を行います。
- 小学校環境フェスタ
各学校で行われた環境学習について、市役所市民ホールにおいて研究資料の展示を
行い、環境学習の充実に努めます。

施策5 防災教育の充実に努めます

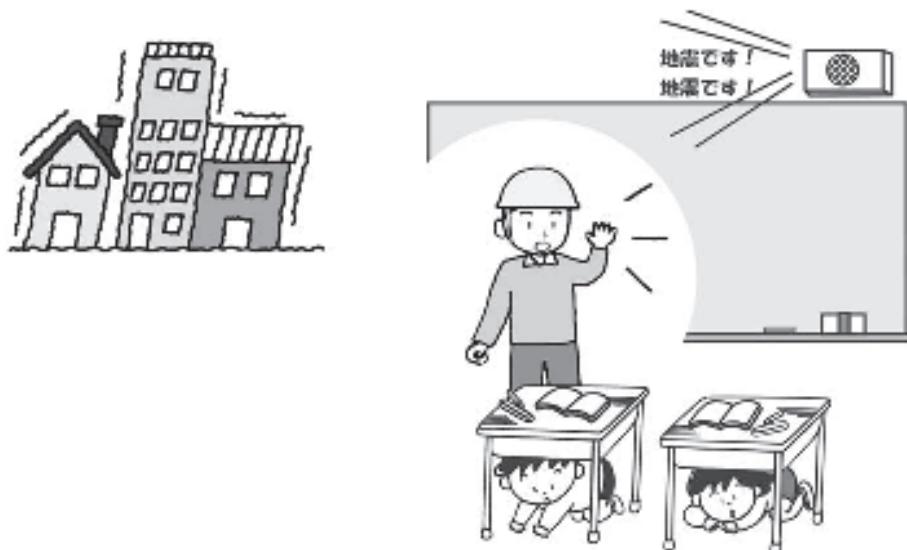
平成7年（1995年）1月に発生した未曾有の大災害、阪神・淡路大震災では、多くの被害をもたらし、災害に備えることの大切さ、助け合うことの重要性が認識されました。しかし、時間の経過とともに、震災を体験していない子どもたちが増え、その記憶が薄れつつあり、震災体験の風化が危惧されています。

そのため、助け合いやボランティアの精神など「共生」の心や生命の尊さ、人間としてのあり方、生き方を考えさせる防災教育の推進が必要です。家庭や地域社会と連携して、学校園における防災体制の充実を図り、従来の災害が起こってからの「対応型」の防災教育から、災害が発生する前の「備え」の防災教育を推進します。

【主な取組】

○ 「1. 17は忘れない」地域防災訓練

多様な学習教材を活用しながら、震災の経験と教訓を継承し、将来の災害へ備えるために、地域と学校が連携した防災訓練等の実施を充実します。



施策6 福祉教育を推進します

社会生活を送る上で、他者への思いやりの心を持ち、「共に生きる」社会を実現することが必要です。

現在、核家族化や少子高齢化社会が進行している中で、地域の結びつきをより強め、人ととの結びつきによる思いやりの心をより一層育てていくことが望まれます。

また、だれもが地域社会の一員として生活し、共に支え合いながら安心して暮らせ、元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現を目指さなければなりません。

そこで、道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を活用しながら、体験的な活動を中心とした福祉教育を推進することにより、思いやりの心を育て、実践力のある子どもを育てます。

【主な取組】

○ 福祉体験授業

道徳・特別活動・総合的な学習の時間等において、福祉施設の訪問や高齢者との交流、さらには車椅子体験やアイマスク体験などの体験的な学習を行います。

○ 福祉読本「ふれあう 心」（小学校用）、「むすぶ 絆」（中学校用）の活用

福祉体験活動が体験だけに終わることのないよう、福祉読本を活用して理解を図り、福祉に対する関心の拡大や深化に努めます。

○ 震災体験等の活用

震災体験等から得たボランティア活動の意義や福祉についての理解を深め、社会の一員として、互いに認め合い支えあう「福祉の心」を育てます。

○ 福祉活動の取り組み

児童会や生徒会が中心となって、子どもたち自らが福祉関係施設を訪問したり、募金活動を行うなど、福祉活動に取り組みます。

基本方針 6 ことばを大切にし、感性豊かな子どもを育てます

施策1 読書活動を推進します

近年、様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の少なさなどによる、子どもの「読書離れ」「活字離れ」が問題となっています。読書体験は、子どもの言葉や感性を育み、表現力や想像力を豊かにし、人間関係を築いていくうえで大切なコミュニケーション能力を高めるために必要なものです。

幼い時期から本に親しむことで、子どもは本の世界から様々なことを学び、心豊かに成長していきます。また、日常の読書活動はことばの力を培うことにつながります。

『子どもの読書活動推進計画』を策定し、乳児期のブックスタート事業をはじめ、読み聞かせやブックトークの実施を通して読書の楽しさを伝えることで、読書習慣の確立に取り組んでいます。

今後、子どもたちの読書活動を推進し、読書習慣を確立するために、学校・家庭・地域の連携を強化するとともに、各学校に司書を配置し、本の選書やアドバイス、読み聞かせ等充実した取り組みを行います。

【主な取組】

○ 学校図書館教育推進事業(司書の配置)

小・中学校に専任の司書を配置し、市教育委員会や学校及び図書ボランティアと連携しながら、児童生徒のサポートや学校図書館の環境整備に専門的知識を生かした活動を行うことで、読書活動の推進を図ります。

○ 学校図書館ネットワーク運用事業

学校図書館に設置されたコンピュータのネットワーク化により、図書の管理や貸出・返却等をコンピュータで行うとともに「スクールネット宝塚」を利用した学校間の図書検索の活用など、図書館教育の推進を図ります。

○ 図書ボランティア交流会支援活動

各小・中学校における図書ボランティア活動を推進する一方、図書ボランティア交流会を開催し、各学校の図書ボランティアの活動状況や課題等の情報交換を行い、各学校の図書館教育の推進に役立てます。

○ 読書週間・朝の読書の推進

各校における読書週間・朝の読書の推進を図ります。

○ 市立図書館との連携

市立図書館と学校図書館の連携をより一層図り、市立図書館の団体貸出や図書館見学を促進します。

基本方針 7 学校園の組織の充実を図ります

施策1 教育委員会制度の充実・活性化を図ります

教育委員会は、地方教育行政を中心的に担う組織であり、首長から独立した行政委員会です。教育委員5人の合議制となっており、市の教育行政の重要事項や基本方針等を決定し、それに基づいて、教育委員会の事務局の長である教育長が具体的な事務を執行する仕組みになっています。

平成19年（2007年）の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会の責任体制の明確化や、体制の充実などがうたわれており、教育委員会とその構成員である教育委員が、自ら責任を果たし、市民の期待に応えられるよう、機能強化が求められています。

教育委員会活動の充実と活性化のためには、まず、教育振興基本計画に基づく各種施策を確実に実施し、さらにその結果について、「PLAN（計画）・DO（実践）・CHECK（自己評価）・ACTION（次年度への反映）／PDCAサイクル」の理念に基づき、教育委員会所管の事務執行等について、評価を実施することが重要です。評価を通じて、計画自体の進行管理や点検を行い、その結果を施策等の企画立案、予算編成その他教育行政の遂行等に適切に活用していきます。

【主な取組】

○ 教育振興基本計画の進行管理・点検

毎年実施する「教育委員会の事務執行等に関する評価」により、施策の効果を測るとともに、基本となる教育振興基本計画の内容の妥当性や進捗状況などを検証します。

○ 教育行政に関する情報提供

教育委員会所管の業務や各種施策について、広報誌やホームページを活用し、積極的に情報を提供するとともに、定期的に開催する教育委員会については、市民への周知を図るため、議事録等の公開に努めます。

○ 教育委員会における危機管理体制の充実

水害や地震など予期せぬ災害に対して、学校をはじめとする教育委員会全体で、児童生徒を守る体制をより充実するとともに、新型インフルエンザなどの新たな脅威に対して、緊急かつ速やかに対応できる組織づくりに努めます。

施策2 学校の適正配置など、教育環境の整備を進めます

近年市内の小・中学校では、少子化の影響で、学級数が大幅に減少している学校がある一方、マンションなどの住宅開発により、児童生徒数が増加している学校があり、その規模において大きな格差が生じています。さらに今後、大規模な宅地開発による大幅な児童生徒数の増加も予想され、校区の見直しも含めた検討が必要になっていきます。

学校規模が子どもに与える影響に関しては、小規模な学校では、児童生徒にきめ細かな指導が行いやすいという反面、同学年で切磋琢磨する機会が減少するという問題があり、大規模な学校においては、社会性などが培われる反面、児童生徒一人ひとりに目が届きにくいということが考えられます。

子どもたちが等しく、望ましい教育を受けるためには、学校規模の格差をなくし、適正な規模の学校を適正に配置し、より良い教育環境を整備していく必要があります。今後、「校区の見直し」も含めて、検討していきます。

【主な取組】

○ 学校の適正規模・適正配置

中央教育審議会※の「小・中学校の設置・運営の在り方等」に関する検討を踏まえながら、本市の地域性や小・中学校の連携、接続等を考慮し、学校の適正配置を進めます。

施策3 幼（保）・小・中学校の連携教育を進めます

昨今、小学校への入学の際に、環境の変化から学校生活になじめない「小1プロブレム」や小学生から中学1年生になったとたん、学校になじめず、不登校となったり、いじめが急増する「中1ギャップ」の問題が指摘されています。

この課題は、幼稚園（保育所）、小学校、中学校の各校種間の段差や、連携不足が一因であると言われています。

そのため、学校教育では、校種だけで子どもを育てるのではなく、11年間を通した「教育の連携」が必要です。幼稚園（保育所）、小学校、中学校の授業交流や、教職員による定期的な情報交換会の実施、オープンスクール等の活用により、子どもたちの理解と発達段階に応じた指導の在り方について研究を推進します。

特に、LD※（Learning Disabilities 学習障害）やADHD※（Attention Deficit Hyperactivity Disorder 注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症※等を含めた障がいのある子どもたちに対して、教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が必要であり、これら校種間の連携を深めます。

【主な取組】

○ 幼稚園（保育所）・小学校・中学校の情報交換会の実施

市内の公立学校園を4つのブロックに分けて情報交換会を開催し、幼稚園、保育所、小・中学校の教職員が乳幼児、児童生徒に対する知識や理解を深め、指導の手立てを共同で考えます。

○ 合同研修の開催

公立・私立幼稚園・保育所・認定こども園※での合同研修を推進し、相互理解と連携を深めます。

○ 公立小学校と隣接公立幼稚園との交流給食の推進（P18 再掲）

○ 幼（保）・小・中学校の連携強化

幼稚園（保育所）・小学校・中学校の11年間の育ちを見通した教育の推進をめざし、教職員による授業交流（補充学習等）や、遊びや学びを通した子どもたちの交流を進め、校種間の連携を図ります。

施策4 学校園での研究体制の充実を図ります

子どもたちの学ぶ力向上させるためには、教職員自ら研究する姿勢が大切です。

教員の教育的能力を高めるとともに、学校経営の活性化をめざすことを目的に、各学校での研究体制を支援します。特に、市指定研究の事業では、市内の幼稚園、小・中学校、特別支援学校の中で、指定を受けた学校が、「教科」や「道徳」などをテーマに校内での計画的、継続的な研究体制を確立し、校内研究や研修活動を行い、その成果を市内外に向けて公開発表します。

さらに、この取り組みを研究紀要としてまとめ、市内の全幼稚園、小・中・特別支援学校に情報提供し、研究成果の活用を図ります。

こうした指定研究は、現場で実地に取り組んだものであるだけに、その成果を効果的に活用でき、利用しやすいものとなっており、今後もこうした研究活動を支援し、それぞれの学校が学びあうことができるよう、情報提供の拠点として、学校間のパイプ役を担います。

【主な取組】

○ 市指定研究

教員の資質向上を図るため、テーマを自由に設定し、それに基づき学校園単位で研究や研修活動を行い、市内外にその成果を発表します。

○ 課題研修

教職員のメンタルヘルス※や人権教育、学校評価や特別支援教育など、今日的教育課題について教員を対象とする研修会を実施し、課題解決に努めます。

施策5 学校図書館の充実を図ります

近年、テレビ、ビデオ、インターネットなどの情報メディアが発達・普及したことで、子どもの「読書離れ」「活字離れ」が進んでいます。豊かな読書体験は、感性を磨き、表現力を高め、創造力を育みます。

多くの人との出会いがその人の成長を促すように、様々な本を読むことは子どもの心をより大きく育みます。このような子どもの読書活動を支えるのが、学校図書館です。

学校図書館は、「学習センター・情報センター」として、子どもたちに基礎的な知識・基本的な技能を習得させるとともに、様々な問題に主体的に解決していく力を培う役割があります。また、「読書センター」として、子どもがおもしろいと感じる本や参考になる本を紹介して、読書の楽しさを伝える役割もあります。

今後、学校図書館の機能を十分に発揮できるように、図書ボランティアの育成や司書を配置し、図書環境の整備や読み聞かせ、選書アドバイス、ブックトーク等、子どもの読書活動推進に取り組みます。また、全学校での図書環境の整備や学校図書館ネットワークを活用した学校間及び、市立図書館との本の相互貸し出しを推進するなど市立図書館との連携も積極的に進めています。

【主な取組】

- 学校図書館教育推進事業（司書の配置）（P28 再掲）
- 学校図書館ネットワーク運用事業（P28 再掲）
- 図書ボランティア交流会支援活動（P28 再掲）
- 市立図書館との連携（P28 再掲）



施策6 学校園の情報を発信するとともに、地域の教育力を活用します

学校園においては、様々な教育課題に適切に対応するために、学校園の組織力を高める一方、保護者や地域の人々等の参画と協働を得て、魅力ある学校園づくりを進めることができます。

そのために、保護者へ学校の様子を知らせる学校園通信をはじめ、地域の住民にも学校を知ってもらうために実施するオープンスクール※や、学校の取り組みを紹介するホームページ等を活用し、学校園の情報を積極的に発信しています。これにより、保護者や地域からの意見等を得て、さらに、学校評議員制度※や学校関係者評価を活用しながら保護者や地域の人々との信頼関係の礎を築きます。

また、子どもたち一人ひとりの持つ良さや可能性を伸ばし、生きる力を育むために、地域との連携を深め、地域の教育力を活用する「たからづか学校応援団」や「みんなの先生」事業などを展開します。

【主な取組】

- TAKARAっ子いきいきスクール推進事業
「開かれた学校園」「特色ある学校園」を創造していくことを目的として、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めます。
- ホームページの活用
ホームページによる情報発信の充実を図ります。
- 評議員（幼稚園）学校評議員制度
学校園が地域の信頼に応え、家庭や地域社会と連携・協力して子どもたちの健康や豊かな成長を図るため、保護者や地域の意見を把握し学校運営に反映するため学校評議員を設置します。
- オープンスクール
魅力ある信頼される学校園づくりの取り組みとして、保護者や地域の方々に授業や部活動など学校教育を公開するオープンスクールを実施しています。
- 学校評価
PDCAサイクルの理念による学校評価を実施し、教育活動の活性化を図り、保護者・地域に信頼される学校園づくりに努めます。
- 学校支援地域本部事業「たからづか学校応援団」
地域の教育力を活用した学校園教育を推進し、全体で子どもたちを育てる取り組みを行います。

施策7 事務改善を促進し、教職員等の多忙化の解消をめざします

教職員が対応すべき課題の複雑化・多様化が進み、時間外勤務が恒常的になり、教職員の職務に係る時間的・精神的負担が増大しています。

その負担増大の要因の一つである多様化した学校事務の改善のため、教員1人1台のパソコン配備を実施し、校務の情報化や学校事務のデータ化、マニュアル整備による効率化を図ります。

また、会議・研修・出張等のほか学校行事や事業の見直しにより事務等に要する時間の縮減を図り、教員が子どもと向き合える時間の確保に努めます。

さらに、県教育委員会が進める「教職員の勤務時間適正化対策プラン」を推進するとともに、「学校業務改善モデル事業」の調査研究結果を参考にしながら、市の学校事務改善を進めます。

【主な取組】

- 学校事務を改善し、教職員の負担を軽減
教員にパソコンを1人1台配備し、学校ICT支援員※の配置により、活用能力の向上のための研修を実施して、学校事務の改善を図ります。
- 学校事務の共同研究
学校事務を円滑かつ適切に行い、教職員が専ら教育活動に取り組むための学習環境整備ならびに教育条件整備を進めるための調査研究を行います。